

農耕トラクターなどの小型特殊自動車はナンバー登録が必要です！

農耕用で乗用装置があるトラクター等や、工場、作業所、畜舎などで使用するフォークリフト等の小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、所有していればナンバープレートの交付申請手続きが必要です。

現在お持ちの小型特殊自動車でナンバープレートが付いていないものがありましたら、猪名川町役場税務課でナンバーの交付を受けてください（紛失等による再発行可）。

●小型特殊自動車（猪名川町への軽自動車税申告が必要な車両）

特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	要件・税額
農耕用	乗用装置の付いた 農耕トラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35 km/h未満のもの ※大きさや排気量の制限はありません。 ●年税額 2,400円
その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 【道路運送車両法施行規則第2条別表第1による】	① 最高速度が15 km/h以下 ② 長さが4.7m以下 ③ 幅が1.7m以下 ④ 高さが2.8m以下 ※上記①～④にすべて該当するもの。 ●年税額 5,900円

※大きさ（長さ・幅・高さ）、最高速度のどれか1つでも要件を超える場合は、大型特殊自動車となります。

◆ナンバープレート交付（申告）に必要なもの（交付手数料はかかりません。）

車種、車名（メーカー名）、型式、車台番号等が確認できるもの（販売証明書、廃棄申告受付書、車台番号を写した写真など）

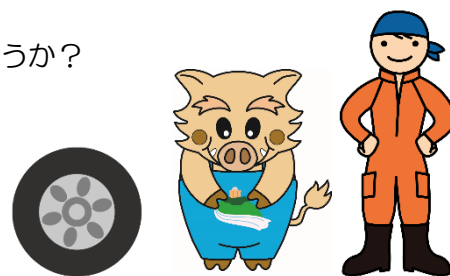
◆よくある質問

Q. 田んぼや畑でしか使わないのにナンバーを付けなくてはいけませんか？

A. 軽自動車税は、所有していることで課税されます。

公道走行の有無や使用の有無に関係ありません。

所有している場合は、必ず申告をしてください。



【お問合せ】猪名川町役場 税務課 住民税担当 072-766-8702